

### 第3章 計画達成状況及び計画目標

障がい者総合支援法に基づき提供されるサービスは、大きく分けて「自立支援給付」と地域の実情や利用者の状況に応じて事業を実施する「地域生活支援事業」の2つがあり、児童福祉法に基づくサービスは「障がい児通所支援」があります。

自立支援給付は、「障がい福祉サービス」、「自立支援医療」、「補装具」に分類され、地域生活支援事業には、市が必ず実施しなければならない事業として、「相談支援」、「意思疎通支援」、「日常生活用具給付」、「移動支援」、「地域活動支援センター」、「成年後見制度利用支援」等があります。

#### ■ 障がい福祉サービス等の体系図



## 1. サービスの達成状況と目標【総論】

### (1) 訪問系サービス

第4期計画期間は、サービス利用者が増加する一方で、一人当たりの利用時間は減少し、利用実績は計画値を下回る結果となりました。これは、利用者個々の要因もありますが、利用者ニーズや支援の必要性にあわせたサービス支給量の適正化に努めたことが影響していると考えます。

本計画では、利用者が望む地域で生活を送ることができるよう引き続きサービス提供体制の確保に努めます。

### (2) 日中活動系サービス

第4期計画期間は、多くのサービスで計画値どおり、または計画値を上回る利用実績となりました。

特に就労系サービスについては、新規事業所の参入も多く、利用者が増加しました。

一方、就労系サービス利用者の加齢による能力低下等のため、生活介護への移行も増加してきています。

本計画では、引き続き利用者ニーズや支援の必要性にあわせたサービス支給量の適正化に努めるとともに、提供体制の確保に努めます。

### (3) 居住系サービス

第4期計画期間は、共同生活援助（グループホーム）の利用増加と施設入所支援の減少を見込んでいましたが、いずれも計画を達成することはできませんでした。

グループホームは、障がい者支援施設や病院に入院している障がい者等が地域生活へ移行するために必要な資源です。本計画では引き続き施設整備を推進し、提供体制の確保に努めます。

施設入所支援は、居室の個室化やユニット化、不審者の侵入防止等の安全管理のため、全国的に施設ごとの定員が減少傾向にありますので、本市においても、入所定員の減少が見込まれます。

本計画では、引き続き、本人の特性と能力に応じ、共同生活援助（グループホーム）や施設入所支援などの利用を適切に判断し、サービスが提供できるよう努めます。

### (4) 相談支援

本市では、サービス等利用計画作成のためのマニュアルを作成し、障がい福祉サービス利用者全員にサービス等利用計画を作成する体制を整えてきました。

第4期計画期間では、計画値をやや下回る実績となりましたが、マニュアルで継続サービス利用支援（モニタリング）期間を標準化した結果であり、引き続き、現在の障がい福祉サービス利用者全員にサービス等利用計画を作成する体制を維持するよう努めるとともに、相談支援専門員の質の向上と提供体制の確保に努めます。

## (5) 障がい児通所支援

第4期計画期間においては、サービスを利用する障がい児とサービス提供事業所の増加により、利用実績が計画値を大幅に上回る結果となりました。

しかし、放課後等デイサービスについては、サービス提供事業所が不足しており、利用者の希望どおりのサービスが提供できない面もあります。放課後等デイサービスは単なる居場所ではなく、適切な療育や訓練が行われるべきサービスであり、量的整備とともに、サービスの質の向上が必要です。

国は、障がい児支援の質の向上と支援内容の適正化を図ることを目的に、平成27年度(2015)に「放課後等デイサービスガイドライン」を策定しました。

また、平成29年度(2017)には、児童発達支援管理責任者(※1)の資格要件や人員配置基準等が厳格化されました。

本計画では保育所等訪問支援も含めた、質の高いサービス提供に努めるとともに、ニーズの多様化にあわせたきめ細やかな対応に努めます。

## (6) 障がい児相談支援

障がい児相談支援は、障がいの疑いの段階から支援をしていく早期支援が求められているため、第4期計画期間においては、年々利用者が増加し、計画値を大幅に上回る結果となりました。

障がい児支援は障がい児とその家族も含めた支援であるため、障がいの状態や年齢に応じて保育、保健、医療、福祉、教育、就労支援等の関係機関が連携した支援が必要です。

本計画では、引き続き利用者全員のニーズに応じた適正なサービス等利用計画を作成することができるよう相談支援専門員の質の向上を図るとともに、その提供体制の確保に努めます。



---

※1 児童発達管理責任者

平成24年(2012)の児童福祉法の改正に伴い、利用障がい児に対して、個別支援計画に基づき計画的かつ効率的な支援を提供するために障がい児支援に共通する責任者

## 2. 障がい福祉サービスの達成状況と目標

### (1) 訪問系：在宅で利用する訪問や通所のサービス

#### ① 居宅介護等

障がい支援区分1以上の障がい者に対し、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。

#### 【達成状況及び計画目標】

平成28年度(2016)以降、サービスを多く必要とする利用者の入院や施設への入所等が重なり、利用時間が減少する結果となったため、第4期計画期間は、計画値を下回る利用実績となりました。

近年の利用人数についてはほぼ横ばいですが、障がい者とその介護者の高齢化も進むため、サービス量・利用者ともにゆるやかに増えていくと見込みます。サービス提供事業所の職員が不足している状況であり、サービス提供体制の確保が求められます。

なお、居宅介護等には、重度訪問介護、行動援護、重度障がい者等包括支援、同行援護も含まれます。

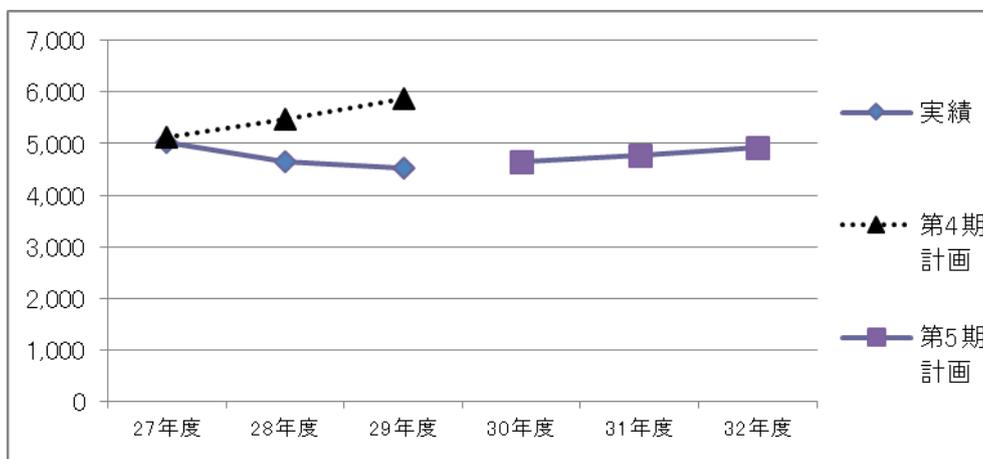
(時間/月)

居宅介護	第4期			第5期		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	5,119	5,477	5,860	4,638	4,777	4,921
実績	5,023	4,658	4,532			
対前年伸び率	107%	93%	98%	102%	103%	103%

年間利用者数	339	357	347	355	366	377
--------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

\*平成29年度分は見込み

(時間/月)



## (2) 日中活動系：入所施設等で昼間の活動を支援するサービス

### ① 生活介護

地域や入所施設で、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な障がい者（障がい支援区分3以上（50歳以上は障がい支援区分2以上））に対し、主に昼間に入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会の提供その他の身体的機能または生活能力の向上のために必要な援助を行います。

#### 【達成状況及び計画目標】

第4期計画期間は、概ね計画値どおりの利用実績となりました。

施設入所者、通所者ともに昼間の活動の場として生活介護の需要が多く、利用者が増加傾向にあります。

事業拡張等による定員の増加も予定されているため、利用増を見込みます。

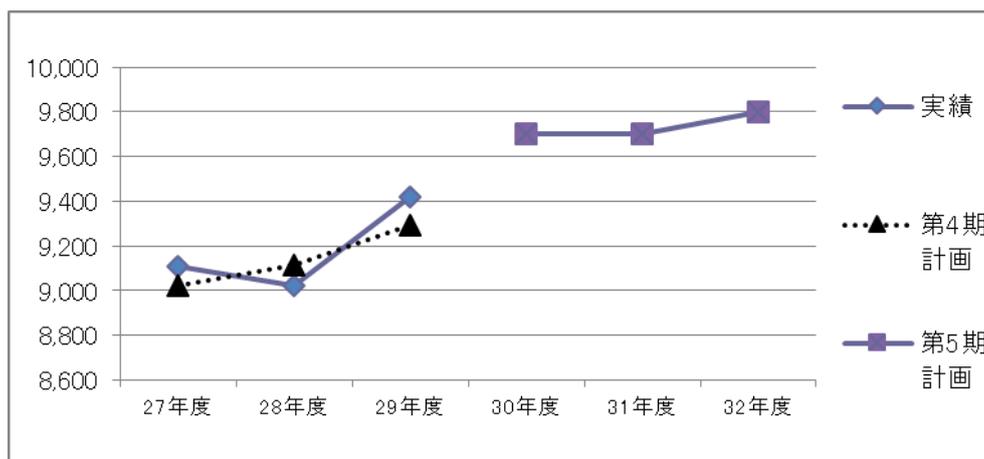
(人日/月) (※1)

生活介護	第4期			第5期		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	9,023	9,113	9,295	9,702	9,702	9,799
実績	9,111	9,020	9,420			
対前年伸び率	104%	99%	104%	103%	100%	101%

年間利用者数	531	515	538	554	554	559
--------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

\*平成29年度分は見込み

(人日/月)



※1 人日/月

(1日当たりの利用者数×日数)/月

## ② 自立訓練（機能訓練）

地域生活を営むうえで、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者や難病等対象者が、障がい者支援施設や障がい福祉サービス事業所に通所すること、または居宅を訪問することにより理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談、助言等必要な支援を行います。

### 【達成状況及び計画目標】

第4期計画期間の最終年度には、概ね計画値どおりの利用実績となりました。

平成27年度(2015)は3人が週3日利用していたため、利用実績が多かったものの、市内のサービス提供事業所は1か所で、利用期限（原則1年6か月間）もあることから、利用は横ばいになると見込みます。

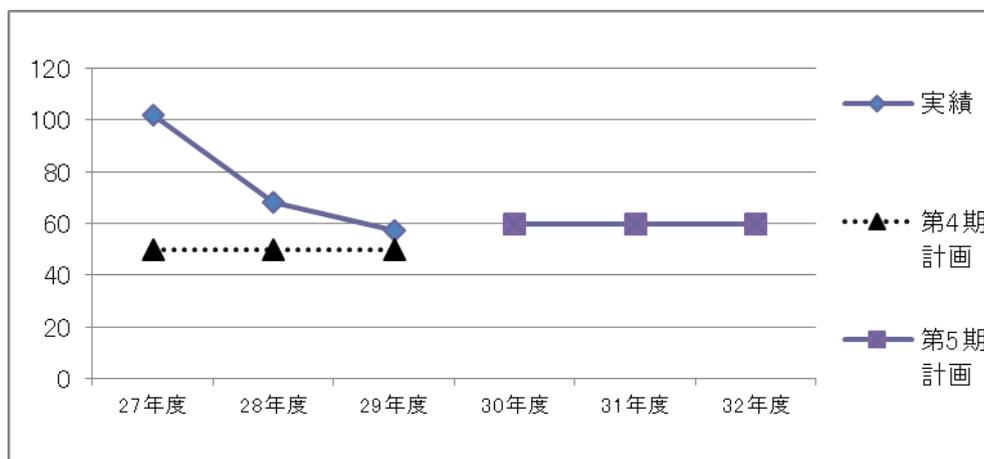
(人日/月)

自立訓練 (機能)	第4期			第5期		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	50	50	50	60	60	60
実績	102	68	57			
対前年伸び率	200%	67%	84%	105%	100%	100%

年間利用者数	7	10	8	9	9	9

\*平成29年度分は見込み

(人日/月)



### ③ 自立訓練（生活訓練）

地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者、精神障がい者が、障がい者支援施設や障がい福祉サービス事業所に通所すること等により入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談、助言等を行います。

#### 【達成状況及び計画目標】

第4期計画期間は、計画値を下回る利用実績となりました。

利用期限（原則2年間）があることから、利用実績については年度ごとに変動があります。

利用者は減少傾向にあり、事業所の定員減も予定されているため、利用減を見込みます。

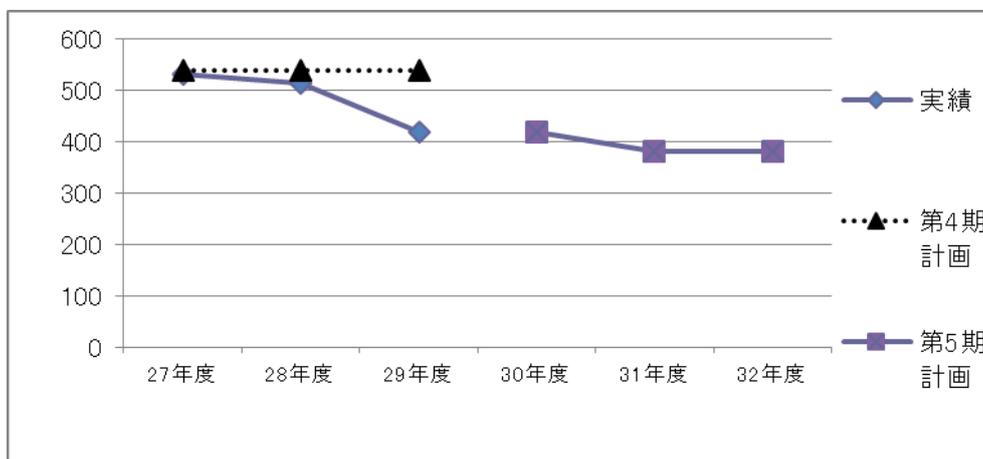
(人日/月)

自立訓練 (生活)	第4期			第5期		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	540	540	540	418	381	381
実績	531	515	418			
対前年伸び率	110%	97%	81%	100%	91%	100%

年間利用者数	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	46	43	35	35	32	32

\*平成29年度分は見込み

(人日/月)



#### ④ 就労移行支援

就労を希望し、単独での就労が困難で就労に必要な知識、技術の習得や就労先の紹介等の支援が必要な65歳未満の障がい者で、通常の事業所に雇用が見込まれる者に生産活動、職場体験等の活動の機会の提供や、そのために必要な訓練、求職活動支援、職場開拓、就職後に必要な支援を行います。利用期限は、原則2年間です。

##### 【達成状況及び計画目標】

第4期計画期間は、計画値を上回る利用実績となりました。特に平成29年度(2017)は新規事業所の参入により、計画値を大幅に上回っています。平成27年度(2015)以降、就労継続支援B型の新規利用については、一般就労または就労移行の経験が必要となったことや、事業所の事業拡張等による利用定員の増加も予定されるため、利用増を見込みます。

また、一般就労への移行を希望する障がい者が、平成30年度(2018)新設の就労定着支援と併用することにより、一般就労移行者の増に努めます。

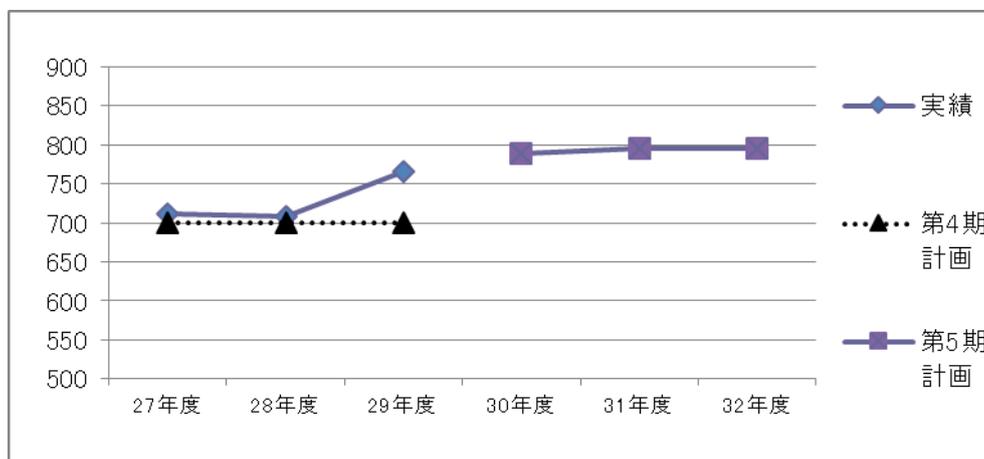
(人日/月)

就労移行支援	第4期			第5期		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	700	700	700	788	796	796
実績	712	709	765			
対前年伸び率	104%	100%	108%	103%	101%	100%

年間利用者数	80	87	94	97	98	98
--------	----	----	----	----	----	----

\*平成29年度分は見込み

(人日/月)



### ⑤ 就労継続支援 A 型

企業等に就労することが困難な障がい者のうち、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の者に対し、生産活動等の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために、必要な訓練等の支援を行います。

#### 【達成状況及び計画目標】

第4期計画期間は、計画値を大きく上回る利用実績となりました。

養護学校等の新卒者を中心に利用者の増加が見込まれます。また、事業所の事業拡張等による利用定員の増加も予定されているため、利用増を見込みます。

また、「出雲市障がい者就労支援施設等からの物品等の調達方針」に基づき、物品やサービスの調達に際しては、当該施設からの優先的な購入等に努めます。

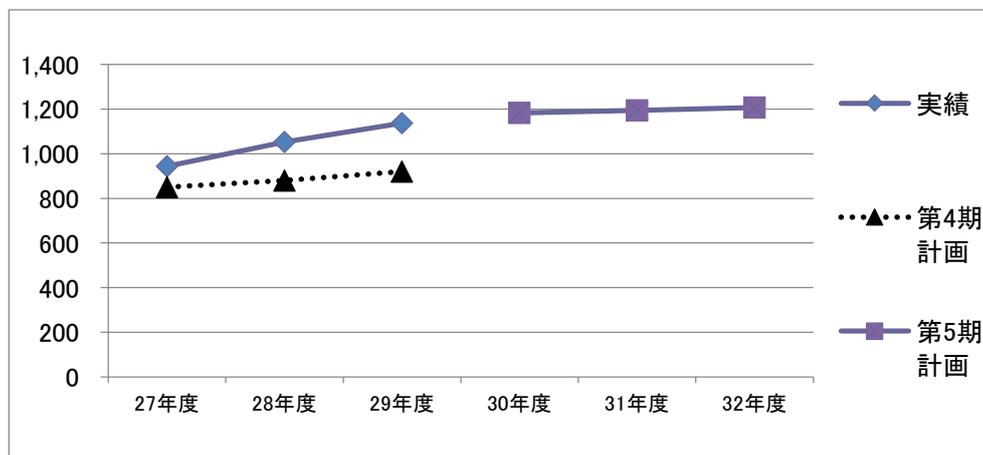
(人日/月)

就労継続支援 A 型	第 4 期			第 5 期		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
計画値	850	880	920	1,183	1,194	1,206
実績	944	1,053	1,137			
対前年伸び率	114%	112%	108%	104%	101%	101%

年間利用者数	56	66	67	70	70	71

\*平成29年度分は見込み

(人日/月)



## ⑥ 就労継続支援 B 型

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や一定年齢に達している者等で、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者に対し、必要な訓練その他必要な支援を行います。

### 【達成状況及び計画目標】

事業所数の増加と、年度ごとの利用者の増加もあり、第 4 期計画期間は、計画値を大きく上回る利用実績となりました。今後も、利用者の増加が見込まれ、事業所の事業拡張等による利用定員の増加も予定されているため、利用増を見込みます。

また、障がい者の経済的自立のため、工賃向上に向けた取組も支援するとともに、「出雲市障がい者就労支援施設等からの物品等の調達方針」に基づき、物品やサービスの調達に際しては、当該施設からの優先的な購入等に努めます。

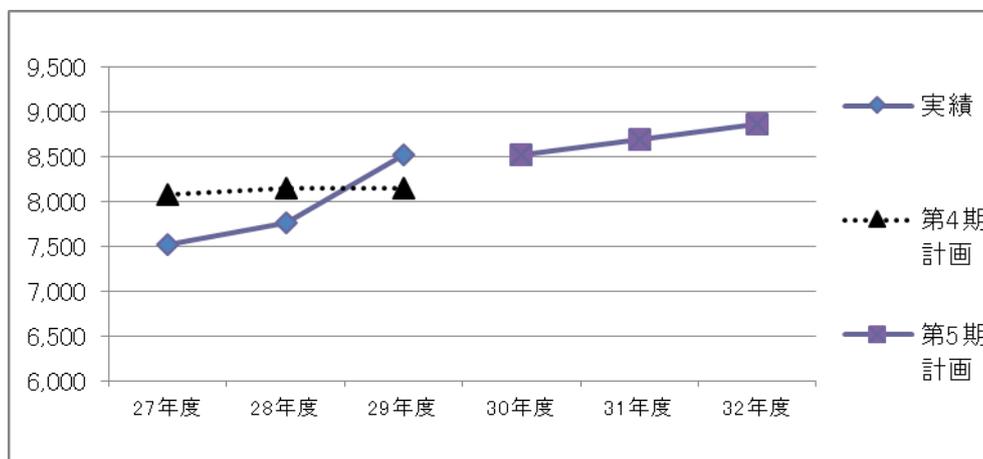
(人日／月)

就労継続支援 B 型	第 4 期			第 5 期		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
計画値	8,070	8,150	8,150	8,519	8,690	8,863
実績	7,509	7,752	8,519			
対前年伸び率	101%	103%	110%	100%	102%	102%

年間利用者数	533	548	602	602	614	627
--------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

\*平成 29 年度分は見込み

(人日／月)



⑦ 就労定着支援（新設）

平成30年度(2018)から新設されるサービスで就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労にともなう環境変化により生活面の課題が生じている者に対し、事業所、家族との連絡調整等の支援を一定期間（原則3年間）行います。

【計画目標】

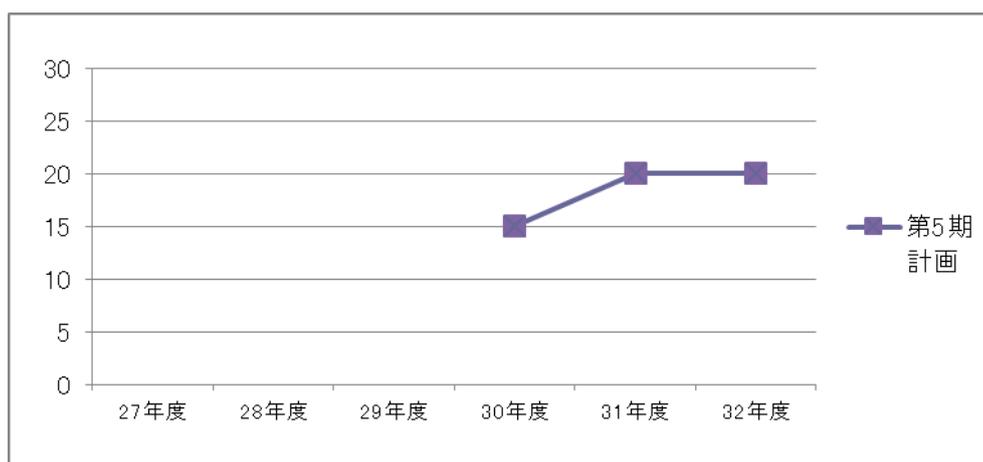
平成30年度(2018)以降、5事業所の参入が予定されています。「出雲障がい者就業・生活支援センター リーフ」や就労移行支援事業所との調整や連携が課題です。

(人/月) (※1)

就労定着支援	第4期			第5期		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	-	-	-	15	20	20
実績	-	-	-			
対前年伸び率	-	-	-	-	133%	100%

年間利用者数	-	-	-	15	20	20
--------	---	---	---	----	----	----

(人/月)



※1 人/月

1月当たりの延べ利用者数

## ⑧ 短期入所支援

障がい支援区分が1以上の障がい者等に対し、居宅で介護を行う者の疾病等の理由で障がい者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする者につき、短期間の入所により入浴、排せつ及び食事等の必要な支援を行います。

### 【達成状況及び計画目標】

第4期計画期間は、概ね計画値を下回る利用実績となりました。

介護者の休息等のために利用されています。新たな事業拡張等の予定もないことから、ほぼ横ばいの利用を見込みます。

緊急時には事業所の受入れが難しいこともありますが、介護の必要度等の利用者情報を事業所へ提出するなどして、利用者や家族の利便性向上に努めます。

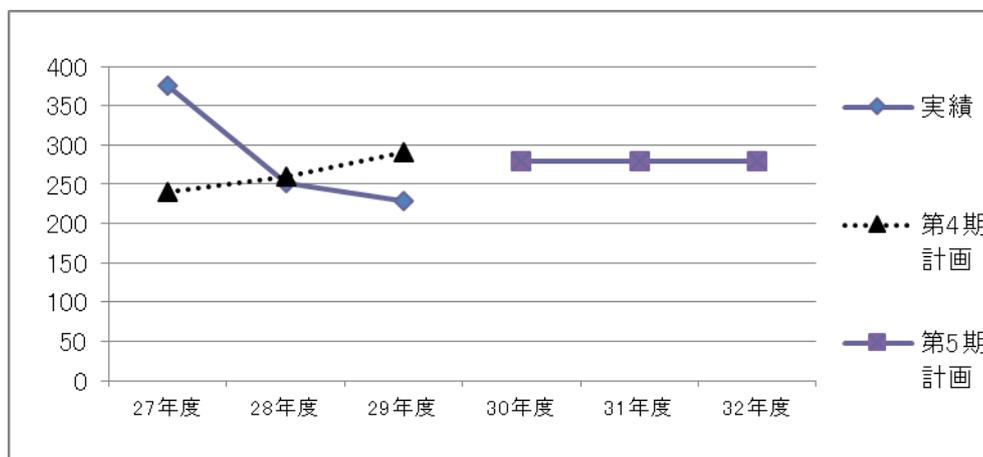
(人日/月)

短期入所支援	第4期			第5期		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	240	260	290	279	279	279
実績	375	252	228			
対前年伸び率	102%	67%	90%	122%	100%	100%

年間利用者数	133	123	111	136	136	136

\*平成29年度分は見込み

(人日/月)



### ⑨ 療養介護

病院等への長期入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者で主として昼間に病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護及び日常生活の世話や療養介護のうち医療に係るものの提供を行います。

#### 【達成状況及び計画目標】

第4期計画期間は、計画値を上回る利用実績となりました。

市内に事業所がなく、対象者が限定されるサービスであるため、利用に大きな変動はないと見込みます。

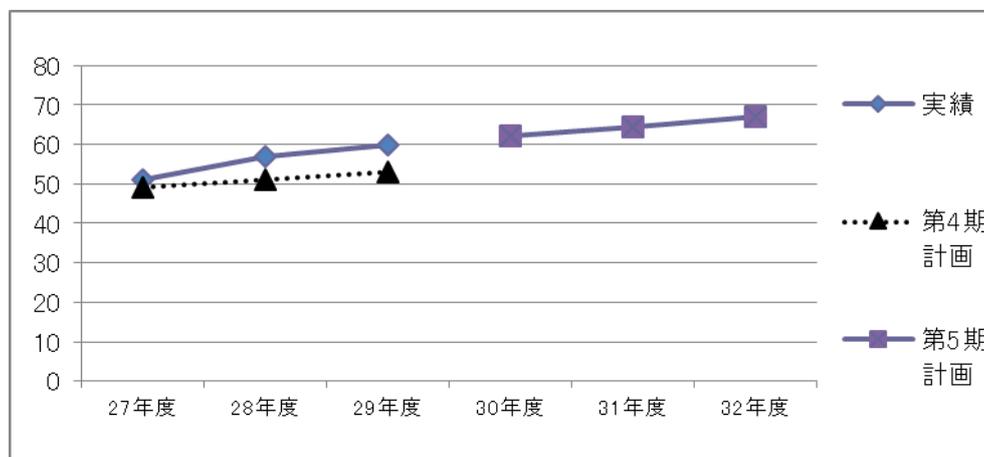
(人/月)

療養介護	第4期			第5期		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	49	51	53	62	65	67
実績	51	57	60			
対前年伸び率	106%	112%	105%	103%	105%	103%

年間利用者数	56	58	61	63	66	68
--------	----	----	----	----	----	----

\*平成29年度分は見込み

(人/月)



### (3) 居住系：入所施設等での住まいの場としてのサービス

#### ① 共同生活援助（グループホーム）

共同生活を営む住居に入居している障がい者に対し、主として夜間において相談、入浴、排せつまたは食事の介護等必要な日常生活上の援助を行います。

#### 【達成状況及び計画目標】

第4期計画期間は、計画値を下回る利用実績となりました。

一人暮らしを希望する障がい者からの需要が多いサービスであり、平成30年度(2018)新設の自立生活援助との併用により地域移行を推進します。

今後、施設整備も予定されているため、利用増を見込みます。

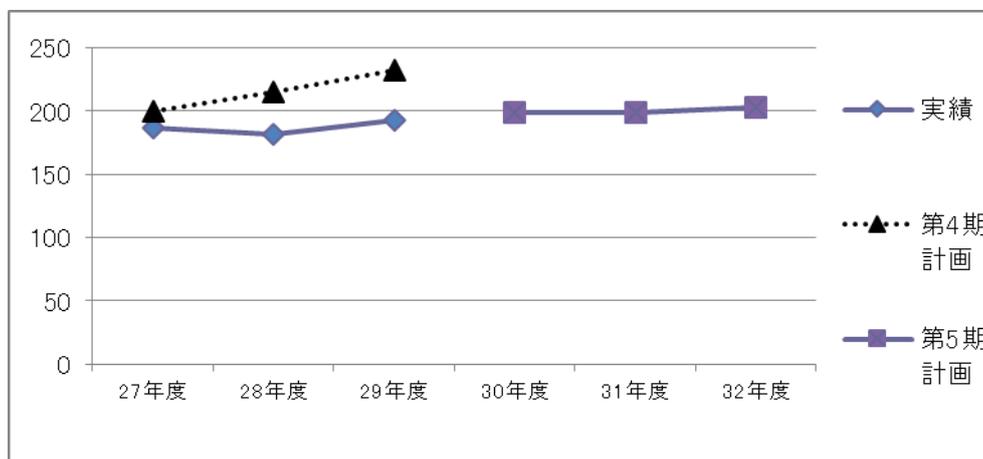
(人/月)

共同生活援助	第4期			第5期		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	200	215	232	199	199	203
実績	187	182	193			
対前年伸び率	101%	97%	106%	103%	100%	102%

年間利用者数	198	202	214	221	221	225
--------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

\*平成29年度分は見込み

(人/月)



## ② 施設入所支援

生活介護を受けている者で障がい支援区分が4（50歳以上は障がい支援区分3）以上の施設に入所する障がい者に対し、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談、助言等日常生活上の支援を行います。

### 【達成状況及び計画目標】

第4期計画期間は、計画値を上回る利用実績となりました。

入所施設は、居室の個室化やユニット化、不審者の侵入防止等の安全管理のため、全国的に施設ごとの定員が減少傾向にあります。本市においても、入所定員の減少が見込まれます。

また、一人暮らしを希望する障がい者については、施設からの退所（地域移行）を推進し、平成30年度(2018)新設の自立生活援助との併用により退所後の生活支援に努めます。

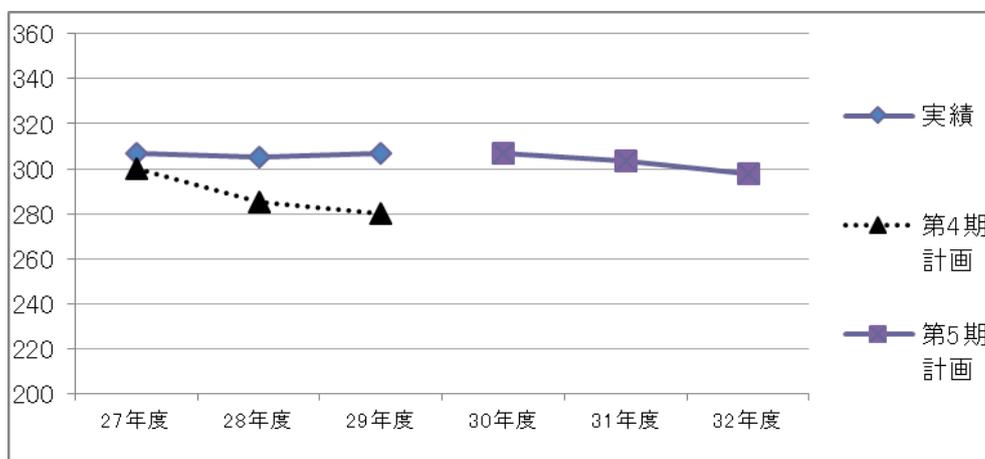
(人/月)

施設入所支援	第4期			第5期		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	300	285	280	307	304	298
実績	307	305	307			
対前年伸び率	99%	99%	101%	100%	99%	98%

年間利用者数	324	317	319	319	316	310
--------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

\*平成29年度分は見込み

(人/月)



### ③ 自立生活援助（新設）

平成30年度(2018)から新設されるサービスで、障がい者支援施設やグループホーム等を利用していただいていた障がい者等で一人暮らしを希望する者等に対し、定期的に利用者の居宅を訪問し、日常生活の課題を確認し必要な助言や医療機関等との連絡調整や利用者からの相談、要請に随時対応します。

#### 【計画目標】

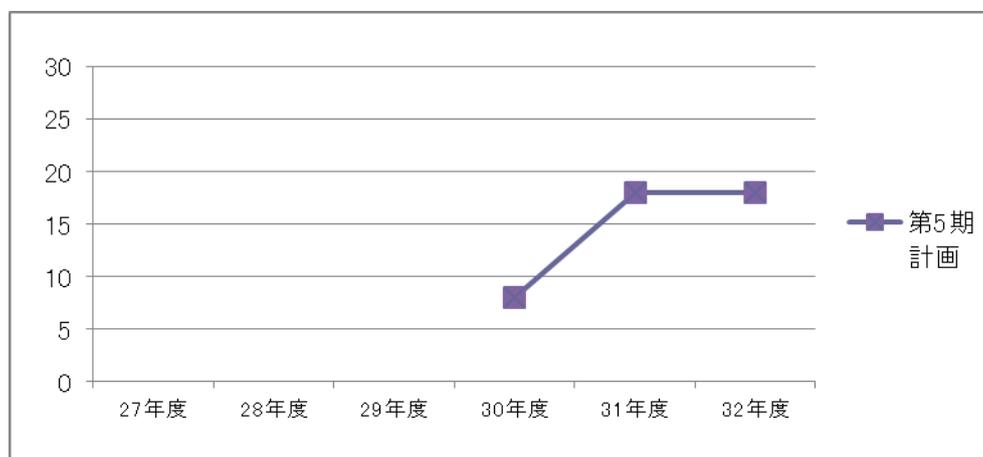
平成30年度(2018)に2事業所、平成31年度(2019)に1事業所の参入が予定されています。支援内容について、相談支援専門員や居宅介護のヘルパーとの連携や調整が課題です。

(人/月)

自立生活援助	第4期			第5期		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	-	-	-	8	18	18
実績	-	-	-			
対前年伸び率	-	-	-	-	225%	100%

年間利用者数	-	-	-	8	18	18
--------	---	---	---	---	----	----

(人/月)



#### (4) 相談支援

##### ① 計画相談支援

障がい福祉サービスが適切に利用できるよう、障がい者の状況を勘案し、サービス等利用計画の作成や利用に関する相談、連絡調整を行います。

##### 【達成状況及び計画目標】

利用は増加傾向にありますが、利用者毎のモニタリング期間が伸びたため、第4期計画期間は、計画値をやや下回る利用実績となりました。

今後も利用の大きな変動要因がないため、ほぼ横ばいの利用を見込みます。

相談支援専門員が不足している状態であり、提供体制確保に努めます。

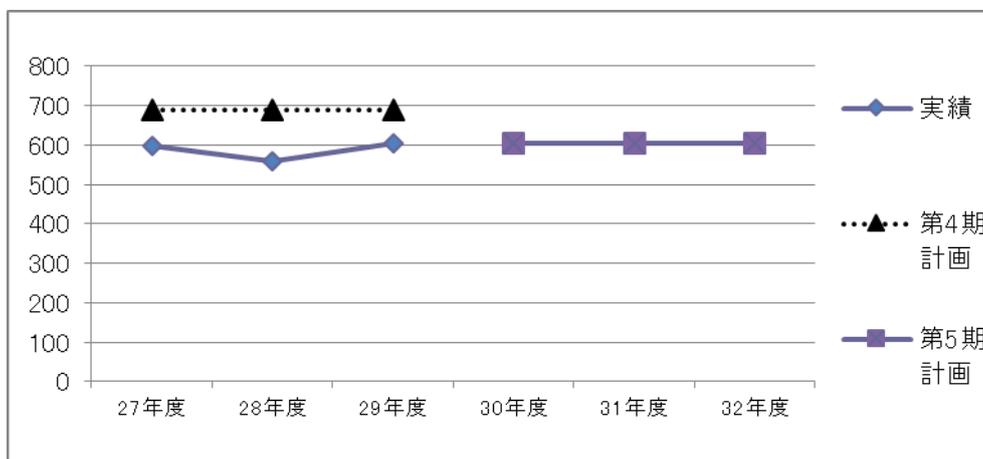
(人/月)

相談支援	第4期			第5期		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	690	690	690	606	606	606
実績	598	560	606			
対前年伸び率	120%	94%	108%	100%	100%	100%

年間利用者数	1,388	1,401	1,515	1,515	1,515	1,515
--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

\*平成29年度分は見込み

(人/月)



## ② 地域移行支援

障がい者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者で、地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者につき、住居の確保等必要な支援を行います。利用期間は、原則6か月間です。

### 【達成状況及び計画目標】

第4期計画期間は、計画値を下回る利用実績となりました。

利用者数についても、横ばいの状況が続いています。平成30年度(2018)に新設される自立生活援助と併用利用し、障がい者の地域移行に向けた支援に努めます。

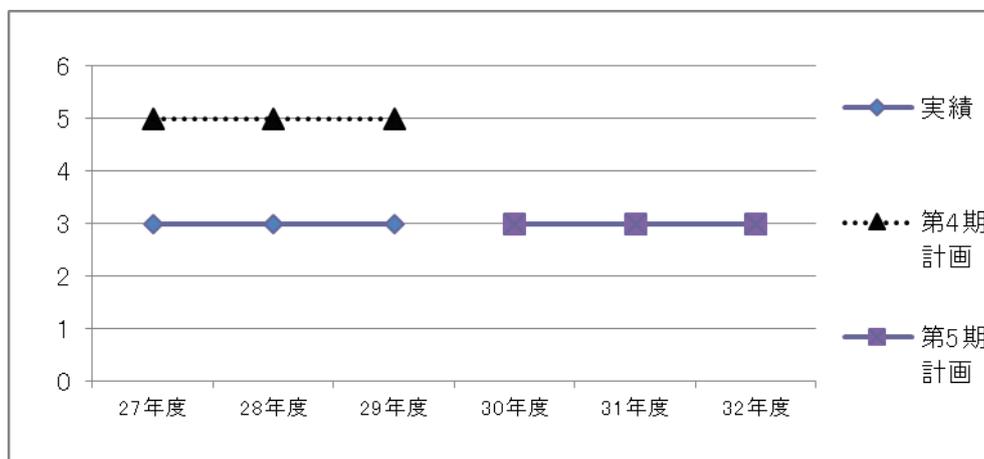
(人/月)

地域移行支援	第4期			第5期		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	5	5	5	3	3	3
実績	3	3	3			
対前年伸び率	150%	100%	100%	100%	100%	100%

年間利用者数	9	10	11	11	11	11
--------	---	----	----	----	----	----

\*平成29年度分は見込み

(人/月)



### ③ 地域定着支援

居宅において単身等で生活する障がい者につき、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。

#### 【達成状況及び計画目標】

緊急対応が必要な利用者が増加傾向にあるため、第4期計画期間は、計画値を上回る利用実績となりました。

平成30年度(2018)新設の自立生活援助の利用もあるため、ほぼ横ばいの利用を見込みます。

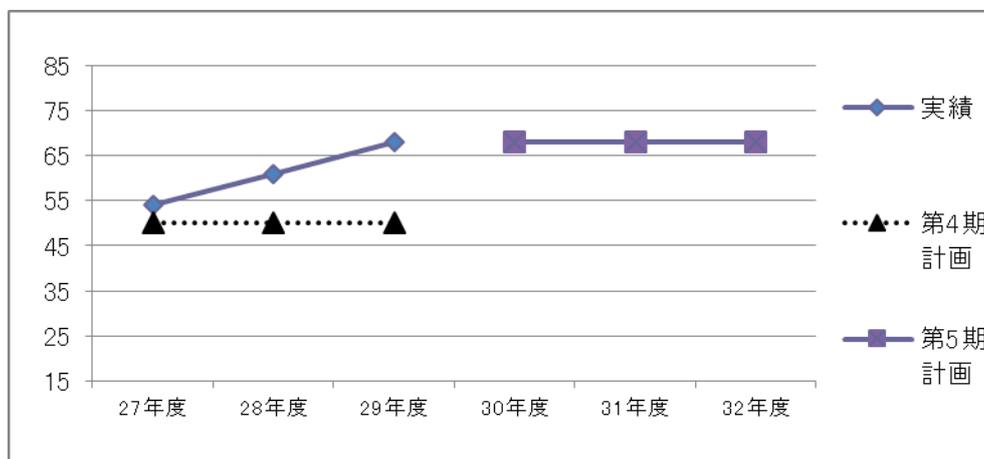
(人/月)

地域定着支援	第4期			第5期		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	50	50	50	68	68	68
実績	54	61	68			
対前年伸び率	104%	113%	111%	100%	100%	100%

年間利用者数	65	66	74	74	74	74
--------	----	----	----	----	----	----

\*平成29年度分は見込み

(人/月)



### 3. 障がい児通所支援の達成状況と目標

#### (1) 障がい児通所支援：障がい児の通所等を支援するサービス

##### ① 児童発達支援

療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

##### 【達成状況及び計画目標】

第4期計画期間は、計画値を概ね上回る利用実績となりました。利用者の増加に伴い、事業所数も増加していましたが、今後は、事業所の利用定員の縮小が予定されているため、ほぼ横ばいの利用を見込みます。

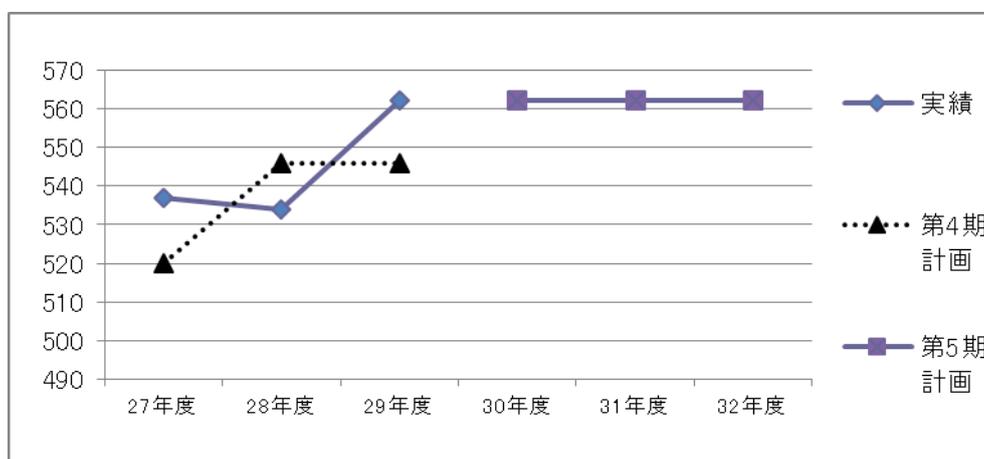
(人日/月)

児童発達支援	第4期			第5期		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	520	546	546	562	562	562
実績	537	534	562			
対前年伸び率	97%	99%	105%	100%	100%	100%

年間利用者数	111	117	123	123	123	123

\*平成29年度分は見込み

(人日/月)



## ② 放課後等デイサービス

学校教育法第1条に規定された学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学しており、授業の終了後または休業日に支援が必要と認められた障がい児に対し、通所することにより、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

### 【達成状況及び計画目標】

第4期計画期間は、利用希望者の増加にあわせ受け入れ人数を拡大してきたため、計画値を大きく上回る利用実績となりました。

しかし、現在も利用希望者にサービスを提供できる定員を十分に確保できていない状況にあります。利用者の意向を的確に把握し、サービスが利用できるよう、事業所に定員増等を働きかけ、引き続き提供体制の確保に努めます。

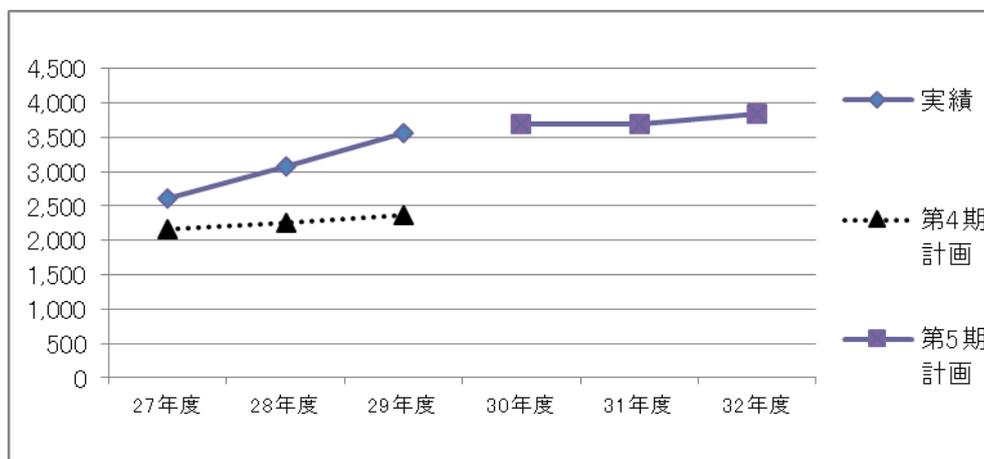
(人日/月)

放課後等デイサービス	第4期			第5期		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	2,160	2,260	2,360	3,698	3,698	3,846
実績	2,611	3,074	3,556			
対前年伸び率	121%	118%	116%	104%	100%	104%

年間利用者数	256	275	318	331	331	344
--------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

\*平成29年度分は見込み

(人日/月)



### ③ 保育所等訪問支援

保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設に通う障がい児のほか、乳児院、児童養護施設に入所している障がい児に対し、保育所等を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

#### 【達成状況及び計画目標】

関係機関に制度が認知されたこと等により、平成29年度(2017)は計画を大きく上回る利用実績となりました。利用ニーズが多く、利用増を見込みます。

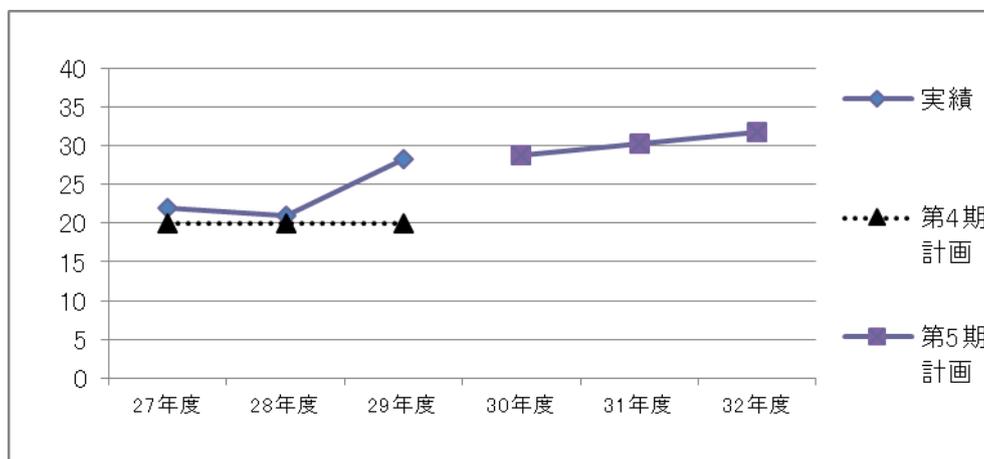
(人日/月)

保育所等訪問支援	第4期			第5期		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	20	20	20	29	30	32
実績	22	21	28			
対前年伸び率	116%	95%	133%	104%	103%	107%

年間利用者数	22	21	28	29	30	32
--------	----	----	----	----	----	----

\*平成29年度分は見込み

(人日/月)



④ 居宅訪問型児童発達支援（新設）

平成30年度(2018)に新設されるサービスで、重症心身障がい児等の重度の障がい児等で児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

【計画目標】

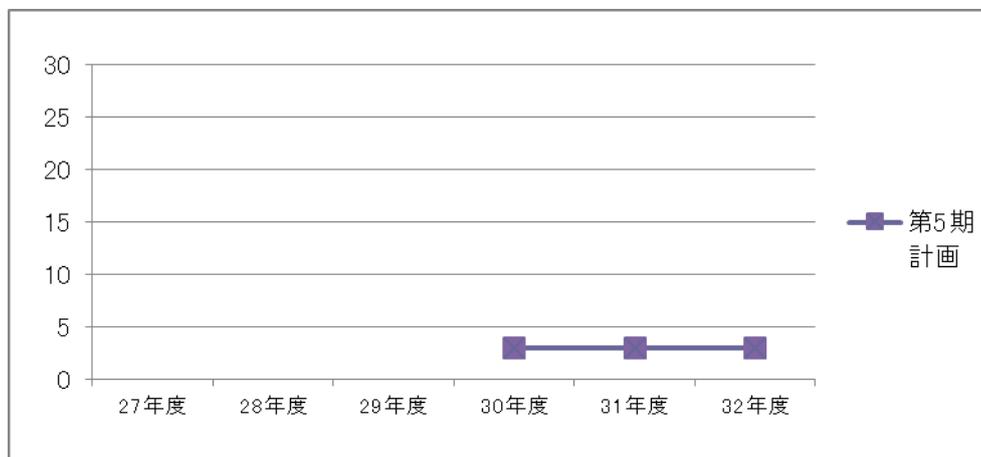
平成30年度(2018)以降、数人程度の利用希望があると把握しており、2事業所が参入を検討しています。

(人日/月)

居宅訪問型 児童発達支援	第4期			第5期		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	-	-	-	3	3	3
実績	-	-	-			
対前年伸び率	-	-	-	-	100%	100%

年間利用者数	-	-	-	3	3	3
--------	---	---	---	---	---	---

(人日/月)



## (2) 障がい児相談支援

### ① 障がい児相談支援

障がい児通所支援の申請や変更の申請に係る障がい児の保護者等に対し、サービス利用についての意向や心身の状況に基づいた障がい児支援利用計画の作成や変更、見直し等の援助を行います。

#### 【達成状況及び計画目標】

第4期計画期間は、計画値を大きく上回る利用実績となりました。障がい児通所支援の利用者が増加傾向のため、今後も利用増を見込みます。

相談支援専門員が不足している状態であり、提供体制確保に努めます。

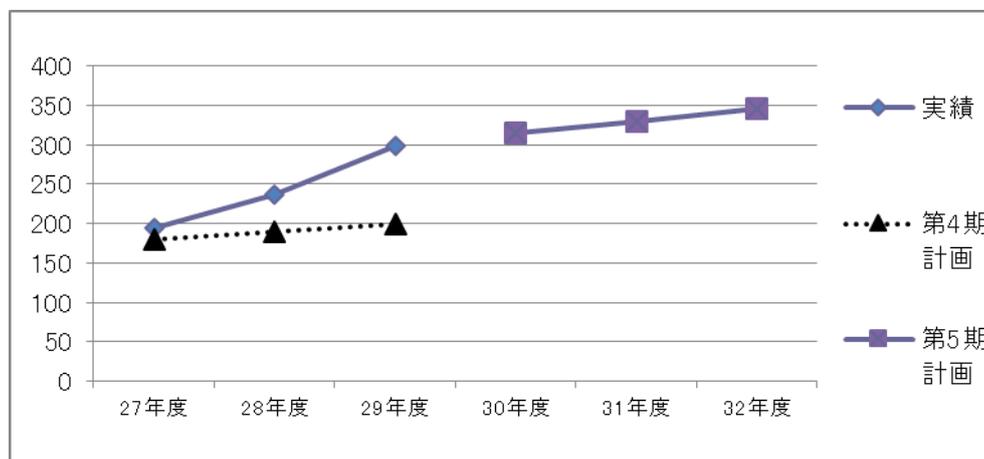
(人/月)

障がい児相談支援	第4期			第5期		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	180	190	200	314	330	346
実績	195	236	299			
対前年伸び率	105%	121%	127%	105%	105%	105%

年間利用者数	359	396	502	527	553	581
--------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

\*平成29年度分は見込み

(人/月)



## 4. 地域生活支援事業の達成状況と目標

### (1) 理解促進研修・啓発事業

理解促進研修・啓発事業は、平成25年度(2013)から地域生活支援事業の市町村事業に追加され、地域住民に対して障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発を行う事業です。

平成28年(2016)4月に、障がい者差別解消法が施行され、公的機関及び民間事業者に対し、①障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止、②障がい者等から申出があった場合の合理的配慮の提供義務が規定されました。本市では、障がい者等の差別解消に関する市民の理解促進と啓発を図るため、平成28年度(2016)及び平成29年度(2017)において、出前講座、講演会、街頭啓発等の活動を実施しました。また、障がい者差別解消の啓発活動にあわせて「あいサポート運動」(※1)に関する啓発を行い、障がい種別ごとの様々な特性に対する理解の促進と、障がい特性に応じた援助や配慮の実践の必要性についての啓発を行いました。

引き続き、障がい者等への理解促進、障がい者差別の解消に向け、取組を続けます。

### (2) 自発的活動支援事業

自発的活動支援事業は、平成25年度(2013)から地域生活支援事業の市町村事業に追加され、障がい者やその家族が自発的に行う交流活動等に対して支援を行っています。

第4期計画期間の利用団体は1団体で、障がい者の家族会連絡組織が実施する講演会、交流会に対する支援を行いました。

障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、引き続き支援を行うとともに、本事業の利用促進を図ります。

自発的活動支援		第4期			第5期		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用団体数 (団体/年)	計画値	1	2	2	2	2	2
	実績	1	1	1			
	対前年伸び率	100%	100%	100%	200%	100%	100%
利用者数 (人/年)	計画値	40	70	70	50	50	50
	実績	27	24	25			
	対前年伸び率	68%	89%	104%	200%	100%	100%

\*平成29年度分は見込み

#### ※1 あいサポート運動

様々な障がいの特性を理解し、障がいのある方に「ちょっとした手助け」を行うことで、誰もが暮らしやすい地域社会をつくる運動。平成21年(2009)に鳥取県でスタートし、平成23年度(2011)からは鳥根県と鳥取県の共同事業として推進している。

### (3) 相談支援事業

相談支援事業は、障がい者等が障がい福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の障がい者等の福祉に関する各般の課題に基づき、障がい者等、障がい児の保護者または障がい者等の介護を行う者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行っています。あわせて、障がい者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他の障がい者等の権利擁護のために必要な支援を行っており、市内の9事業所に委託しています。この9事業所には、賃貸契約による一般住宅への入居が困難な障がい者に対する住宅入居支援事業についても委託しています。

また、障がい者等、障がい児の保護者または障がい者等の介護を行う者からの相談支援の中核的役割を担う機関として、特に専門的な知識を要する困難ケース等への対応や地域の相談支援事業所への助言、相談等を行い、相談支援の機能強化を図ることが期待できる2事業所に対し、相談支援機能強化業務を委託しています。

相談は、平成26年度(2014)は43,447件、平成27年度(2015)は47,767件、平成28年度(2016)は53,951件と毎年度増加しており、主な相談内容は障がい福祉サービスの利用等に関するもの、健康医療に関するもの、不安の解消・情緒安定に関するものです。

今後も、相談件数の増加傾向は続くと見込みます。相談からスムーズに障がい福祉サービス等の利用に繋がるよう努めていく必要があります。

相談支援事業 (箇所/年)	第4期			第5期		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	-	-	-	9	9	9
実績	9	9	9			
対前年伸び率	100%	100%	100%	100%	100%	100%

\*平成29年度分は見込み



#### (4) 成年後見制度利用支援事業等

知的障がいや精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な場合、医療や福祉サービスを利用するための手続きや契約を結んだり、預貯金や不動産などの財産管理をしたりすることが難しい場合があります。また、悪質商法や詐欺などの被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な障がい者等が不利益を受けないように保護し、支援するのが成年後見制度です。

本市では、制度が始まった平成12年(2000)当初から制度の利用促進に積極的に取り組み、「出雲成年後見センター」と市社会福祉協議会内の「いずも権利擁護センター」と連携し、判断能力の不十分な障がい者等を支援しています。平成29年(2017)3月に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画を勘案し、制度利用者がその人らしく、安心して地域生活を送ることができるよう、制度の運用や地域連携ネットワークづくりに一層努めます。

##### ① 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が望ましい者で、親族がいない場合や親族からの成年後見申立て手続きが期待できない場合は、本人保護のため、市長による申立てを行います。この場合の申立て費用も、本人の状況によっては、市が負担します。また、家庭裁判所が成年後見人、保佐人、補助人（以下「成年後見人等」という。）を選任した後に、成年後見人等に対する報酬の支払いが困難な場合は市が助成し、本人の財産や生活を守ることができるよう支援しています。

成年後見人等が適切な活動を行うことで、本人の生活を守ることができるよう、成年後見センター、市社会福祉協議会、障がい福祉サービス事業所、入所施設等とのネットワークづくりを進め、さらに連携を強化していきます。

第4期計画期間の成年後見制度利用支援事業利用件数は年間数件であり、今後も横ばいの利用を見込みます。

(件/年)

成年後見制度 利用支援事業 (市長申立て)	第4期			第5期		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	2	2	2	3	3	3
実績	2	3	3			
対前年伸び率	200%	150%	100%	100%	100%	100%

\*平成29年度分は見込み

(件/年)

成年後見制度 利用支援事業 (報酬助成)	第4期			第5期		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	4	4	4	4	4	4
実績	3	3	5			
対前年伸び率	100%	100%	167%	80%	100%	100%

\*平成29年度分は見込み

## ② 成年後見制度法人後見支援事業

権利擁護支援の必要なケースが多様化する中、個人後見では後見業務の負担が大きい場合などに、法人としてチームで支援することにより成年後見人等を確保する「法人後見」があります。本市では、市社会福祉協議会が法人後見を実施しています。

法人後見には、被後見人が比較的若年である場合などに長期的（継続的）に後見業務が行えることや、複数の分野の担当者で対応することにより専門的支援を行うことができるというメリットがあります。その一方で、役割分担の結果、被後見人にとって支援者があいまいになりやすい面もありますが、組織として被後見人に寄り添い、法人後見のメリットが最大限に活かされるよう、引き続き法人後見の取組を支援し、普及と啓発に努めます。

## ③ 市民後見推進事業

成年後見制度が始まった当初は、本人の親族が成年後見人等になることがほとんどでしたが、平成24年(2012)には親族以外の第三者が後見人に選任される件数が全体の約52%となり、制度開始以来、初めて第三者後見人が親族後見人を超えました。平成28年(2016)には、第三者後見人が全体の約72%となっています。

本市においても、第三者後見人の必要性がさらに増えることが予想される中、平成25年度(2013)から平成26年度(2014)までの2か年をかけて「市民後見人」の養成を行いました。今後、関係機関の協力のもと、市民後見人バンク登録者の活動を支援していきます。

## (5) 意思疎通支援事業

本市は、平成29年(2017)9月に島根県内で初めての条例である「出雲市手話の普及の推進に関する条例」を施行しました。この条例は、手話は言語であることや手話による意思疎通が円滑に図られる必要があることなど、手話への市民の理解を深め、手話の普及を推進することを目的としています。

本市では、条例に基づき手話に関する施策を実施し、手話による支援の輪の拡大を図るとともに、聴覚障がい者の特性に応じて手話、要約筆記等の意思疎通支援に取り組み、

ろう者とろう者以外の者が互いを認め尊重し合い共生する地域社会実現をめざします。

<条例に基づき実施する施策>

- ① 手話に触れる機会の拡大
- ② 手話を学ぶ機会の確保
- ③ 手話による情報発信及び情報取得の機会の拡大
- ④ 手話による意思疎通支援の充実
- ⑤ 手話通訳者等の育成及び確保
- ⑥ その他聴覚障がい者の特性に応じた意思疎通支援

難聴者、中途失聴者など聴覚障がい者の社会参加促進を図ることを目的として手話通訳者及び要約筆記者等の派遣事業を行っています。手話通訳者等派遣事業の実利用者数は、約40人の横ばいで、利用者は固定化傾向にあります。

また、意思疎通支援者の養成を目的として、入門編・基礎編の2年間の講座で実施している手話奉仕員養成講座修了者は約15人であり、その内、手話奉仕員登録者数は約10人となっています。また、要約筆記奉仕員のスキルアップを目的とした要約筆記奉仕員フォローアップ研修については、年3回の研修に10人から15人の受講がある状況です。要約筆記者の制度化にともない、現在は、県による要約筆記者の養成事業が行われています。要約筆記は、情報伝達等のための有用なコミュニケーション手段であるため、本市も県とともに、人材確保に努めます。

(人/年)

意思疎通支援事業 手話奉仕員養成事業		第4期			第5期		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
手話通訳者等登録者数	計画値	140	140	140	150	150	150
	実績	137	136	136			
	対前年伸び率	98%	99%	100%	110%	100%	100%
派遣事業実利用者数	計画値	45	45	45	50	50	50
	実績	41	42	42			
	対前年伸び率	98%	102%	100%	119%	100%	100%
手話奉仕員新規登録者数	計画値	15	-	15	-	20	-
	実績	9	-	12	-		
	対前年伸び率	60%	-	133%	-	167%	-

\*平成29年度分は見込み

\*手話奉仕員は2年に1回の登録

## (6) 日常生活用具給付事業

日常生活を営むのに支障がある障がい者等に対し、日常生活用具及び住宅改修費を給付することにより、日常生活の便宜を図り、自立支援と福祉の増進に資することを目的としています。

第4期計画期間の給付件数は、計画値を下回っていますが、情報・意思疎通支援用具は微増となっています。特に、給付件数の8割以上を占める排泄管理支援用具（ストーマ装具）は身体障がい者手帳（膀胱・直腸）所持者の増加傾向に伴い、今後も給付増を見込みます。

また、平成29年(2017)7月には、給付種目に人工内耳用イヤーマールド、補聴器・人工内耳用乾燥機、視覚障がい者用血圧計の3種目を追加し、これによる給付増も見込みます。

今後も、用具の給付要望等を的確に把握し、給付種目等の見直しを随時検討していく必要があります。

(件/年)

日常生活用具 給付事業	第4期			第5期		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	812	837	855	860	866	872
実績	800	775	811			
対前年伸び率	99%	97%	105%	106%	101%	101%

\*平成29年度分は見込み

(件/年)

内 訳	第4期			第5期		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護訓練支援用具	15	12	13	18	19	20
自立生活支援用具	27	12	13	19	19	19
在宅療養等支援用具	32	28	30	39	40	42
情報・意思疎通支援用具	72	53	81	99	101	102
排泄管理支援用具	652	667	671	682	683	685
住宅改修費	2	3	3	3	4	4
計	800	775	811	860	866	872

\*平成29年度分は見込み

## (7) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に対して、通勤・通学、障がい福祉サービスの利用に係る送迎や社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等社会参加に係る外出の支援を行います。本市では、事業開始当初の平成18年(2006)10月から通勤・通学での利用を積極的に推進してきました。さらに、平成29年(2017)7月からは幼児の円滑な通学支援のため特別支援学校幼稚部の通学も対象としました。また、障がい者等一人に対する個別移動支援のほか、複数の障がい者等に対する集団移動支援も実施しています。

利用者数、利用時間数ともに第4期計画期間は、計画値を下回る利用実績となりました。利用者数は微増ですが、利用時間は減少傾向にあります。集団移動支援は、研修会等への参加や通学のため、平成27年度(2015)は37人、平成28年度(2016)は39人の利用がありました。

利用の大きな変動要因がないため、横ばいの利用を見込みます。今後も障がい者等の社会参加促進のため、適切なサービスの提供に努めます。

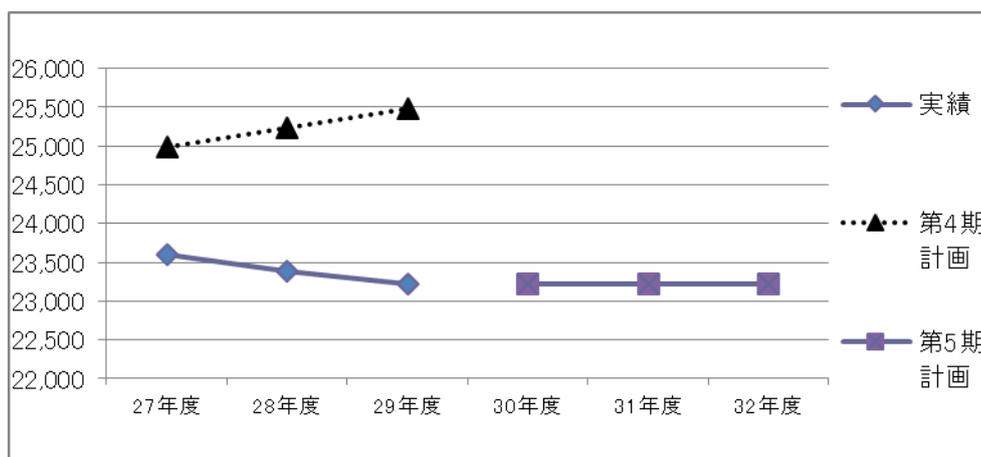
(時間/年)

移動支援事業	第4期			第5期		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	24,982	25,231	25,483	23,214	23,214	23,214
実績	23,603	23,393	23,214			
対前年伸び率	100%	99%	99%	100%	100%	100%

年間利用者数	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	422	423	434	443	452	461

\*平成29年度分は見込み

(時間/年)



## (8) 地域活動支援センター事業

障がい者の通所を通して、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与することにより、障がい者等の地域生活支援の促進を図ることを目的として事業を実施しています。

### ① 障がい者生活介護型

利用対象者は、施設入所者のうち障がい支援区分3（50歳以上は障がい支援区分2）施設入所者以外では障がい支援区分2（50歳以上は障がい支援区分1）以下と認定された身体障がい者、知的障がい者、難病患者等で、機能訓練や社会適応訓練等が必要と認められる者に対し実施する事業です。

第4期計画期間は、計画値を下回る実績となりました。平成28年度(2016)以降の利用者数が減少した要因は、障がい支援区分が変更となり障がい福祉サービスの生活介護利用へ移行したためです。

今後、新規登録事業所は見込めないため、第5期計画では、実施事業所、利用定員ともに横ばいになると見込みます。引き続き、利用対象者の活動の場として確保していきます。

(人/年)

障がい者生活 介護型	第4期			第5期		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	8	8	8	5	5	5
実績	8	4	5			
対前年伸び率	89%	50%	125%	100%	100%	100%

\*平成29年度分は見込み

### ② 精神障がい者通所型

利用対象者は、機能訓練、社会適応訓練等が必要と認められる精神障がい者です。通所者に対し、日常生活訓練や家事訓練等の訓練、会話、生活マナー等の社会適応訓練、創作的活動及び生産活動、食事の提供を行います。

第4期計画期間の利用者数は、ほぼ横ばいでした。

今後も利用者の大きな変動はないため、利用は横ばいになると見込みます。

引き続き、利用対象者が安定した通所ができるよう、精神障がい者の相談支援の拠点施設である市内の事業所に事業を委託します。

(人/年)

精神障がい者 通所型	第4期			第5期		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	-	-	-	210	210	210
実績	212	210	210			
対前年伸び率	98%	99%	100%	100%	100%	100%

\*平成29年度分は見込み

### ③ 障がい者共同作業所移行型

利用対象者は、社会的自立のための活動の場の提供が必要と認められる身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等です。利用対象者に対し創作的活動または生産的活動の機会を提供し、社会的自立を図ることを目的としており、目的に合致する市内の事業所に補助金を交付しています。

第4期計画期間の利用者数は、横ばいでした。今後も利用の大きな変動要因がないため、利用は横ばいになると見込みます。

(人/年)

障がい者共同 作業所移行型	第4期			第5期		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	-	-	-	18	18	18
実績	18	18	18			
対前年伸び率	120%	100%	100%	100%	100%	100%

\*平成29年度分は見込み

### 【地域活動支援センター 箇所数】

地域活動支援 センター	第4期			第5期		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	8	8	8	8	8	8
実績	8	8	8			
対前年伸び率	100%	100%	100%	100%	100%	100%

\*平成29年度分は見込み



### (9) 訪問入浴事業

身体障がい者及び難病患者等の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ることを目的に、居宅において入浴サービスを実施しています。

第4期計画期間は、計画値を下回る利用実績となりました。

事業の実施にあたっては、看護師等の専門職の確保や地域差の解消を図ること等、体制の整備が課題です。

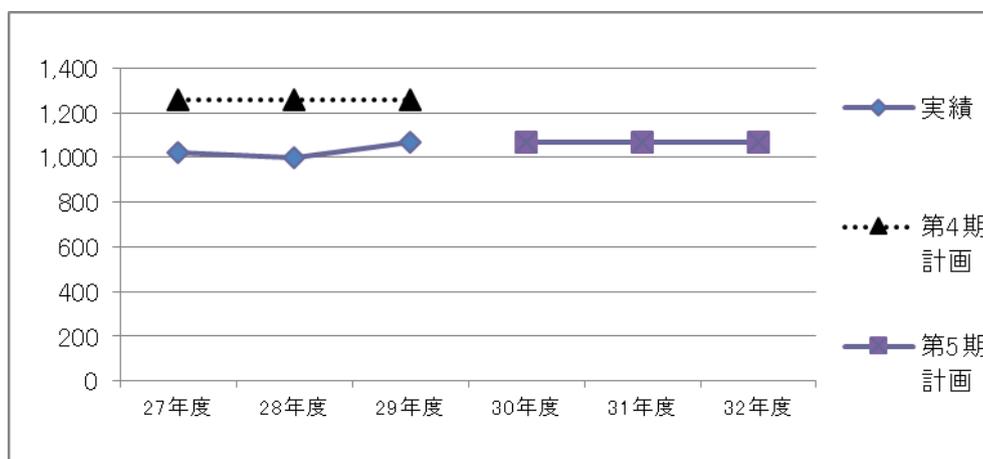
(回/年)

訪問入浴事業	第4期			第5期		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	1,260	1,260	1,260	1,066	1,066	1,066
実績	1,024	1,001	1,066			
対前年伸び率	100%	98%	106%	100%	100%	100%

年間利用者数	16	16	16	16	16	16
--------	----	----	----	----	----	----

\*平成29年度分は見込み

(回/年)



## (10) 日中一時支援事業

日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者等に対し、日中における活動の場を確保し、家族の一時的な負担軽減を図ることを目的とした事業です。

利用者、利用回数とも第4期計画期間を上回る利用実績となりました。利用者については、全体の70%強を18歳未満の児童が占めています。この状況は、平成25年度(2013)以降続いています。また、18歳以上の利用者については、微増傾向にあります。

家族の介護の負担軽減の期待があるため、今後も利用増を見込みます。引き続きニーズに応じた利用ができるよう努めます。

(時間/年)

日中一時支援事業	第4期			第5期		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	9,792	9,987	10,186	19,130	21,426	23,997
実績	12,056	14,353	17,080			
対前年伸び率	112%	119%	119%	112%	112%	112%

年間利用者数	225	241	255	273	292	312
--------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

\*平成29年度分は見込み

(時間/年)

